

マレック病（マレック病ウイルス 2 型・七面鳥ヘルペスウイルス）・鶏痘混合生ワクチン

平成 2 0 年 6 月 6 日（告示第 9 1 4 号）一部改正

平成 2 7 年 3 月 2 9 日（告示第 6 8 9 号）一部改正

動生剤基準のマレック病（マレック病ウイルス 2 型・七面鳥ヘルペスウイルス）・鶏痘混合生ワクチンの 3.3.4、3.3.5、3.3.6、3.3.7（迷入ウイルス否定試験法 2.1.1、2.1.2、2.2.2.1、2.2.2.2 及び 2.2.2.3 を除く。）、3.3.8.1、3.3.9 及び 3.3.11 に規定するところにより、これらに規定する試験を行うものとする。